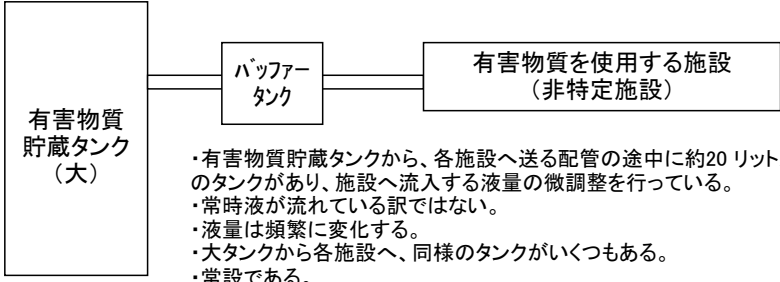


改正水質汚濁防止法(H24.6.1施行)に関するQ&A集

No	区分	Q (質問)	A (回答)
1	定義 (施設の 該当性)	ごく微量の有害物質が含まれている場合でも、有害物質貯蔵指定施設に該当するか。	原則的に、有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等の施設は該当する。有害物質を含む水、とは有害物質を微量含む廃液、有害物質100%の液体も含まれる。
2	定義 (施設の 該当性)	ビンで保管している有害物質は届出対象となるか。	マニュアルP.14、P.15の考え方のとおり、例えば、試薬瓶を保管庫に保管する等の場合は、施設に該当しない為、届出対象とならない。
3	定義 (施設の 該当性)	実験等で発生した廃液タンクに有害物質が含まれる場合、有害物質貯蔵指定施設に該当するか。	タンクが物理的に固定されているならば該当する。 物理的に固定されていないドラム缶等は該当しない。
4	定義 (施設の 該当性)	有害物質が非意図的に混入している廃液を、外部委託のために貯蔵する場合のタンクは、有害物質貯蔵指定施設に該当するか。	一般的に、有害物質が非意図的に混入している液体を貯蔵する場合、貯蔵施設に該当しないが、有害物質が不純物として非意図的に混入していたとしても、その有害物質を処理・除去するためにいったん貯蔵する目的で設置されるタンクについては、有害物質貯蔵指定施設に該当する。
5	定義 (施設の 該当性)	水濁法の特定施設でない廃ガス洗浄施設内の洗浄水を、配管で繋いだタンクに溜めて循環利用している。タンクは有害物質貯蔵指定施設に該当するか(廃液保管タンクは別途有。)	原則、生産工程と一体であれば、有害物質貯蔵指定施設に該当しない(例えば、農業による燻蒸施設と一体の廃ガス洗浄施設や堆肥化施設と一体の脱臭施設などが考えられる)。
6	定義 (施設の 該当性)	有害物質使用特定施設として届出済みである反応釜について、廃液貯蔵タンクと連結しており、これを定期的に産廃委託している。 ①この反応釜、貯蔵タンクともに有害物質貯蔵施設に該当するか。 ②この内容液については濃度に関係なく有害物質を含む水に該当するか。	①反応釜は有害物質使用特定施設であり、有害物質貯蔵指定施設には該当しない。 貯蔵タンクについては、有害物質使用特定施設である反応釜と一体の設備であると捉えられない場合は、有害物質貯蔵指定施設に該当する。 なお、意図的(=有害物質を除去するため)に有害物質をいったん貯蔵する目的で設置される施設は有害物質貯蔵指定施設に該当する。 ②内容液の扱いについては、有害物質が検出されれば「有害物質を含む水」に該当する。
7	定義 (施設の 該当性)	原材料として有害物質を使用する施設では、操業中はバッファタンクを経由して製造工程へ原材料が常時供給されるが、1日の操業終了後、製造工程への供給をストップしてバッファタンクに有害物質を貯蔵することとなる。このようなバッファタンクは有害物質貯蔵指定施設に該当するか。	有害物質貯蔵指定施設に該当しない。 操業中のバッファタンクは常時流入があり、1日の操業終了時に一時的に貯蔵されるものであるため、これらについては、有害物質貯蔵指定施設と捉えなくてよい(そもそも、製造工程と一体であれば、有害物質貯蔵指定施設には該当しない。)

8	<p>有害物質を貯蔵する大タンクから、有害物質使用施設(非特定施設)までの配管の途中に設置されたバッファータンクは有害物質貯蔵指定施設に該当するか。(下図)</p>  <p>有害物質貯蔵タンク(大)</p> <p>バッファータンク</p> <p>有害物質を使用する施設(非特定施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質貯蔵タンクから、各施設へ送る配管の途中に約20リットル程度のタンクがあり、施設へ流入する液量の微調整を行っている。 ・常時液が流れている訳ではない。 ・液量は頻繁に変化する。 ・大タンクから各施設へ、同様のタンクがいくつもある。 ・常設である。 	<p>有害物質貯蔵指定施設に該当しない。 バッファータンクは、施設へ有害物質を送る配管の一部であるとみなし、有害物質貯蔵指定施設である有害物質貯蔵タンク(大)の届出の中で設備(付帯する配管等)として記載すること。</p>
9	<p>有害物質使用特定施設として既に届出済みのスクラバーについて、有害物質貯蔵指定施設として新たに届出が必要か。スクラバーはタンクと一体になっているタイプで、有害物質使用特定施設と有害物質貯蔵指定施設との区別がつかないような施設である。</p>	<p>タンクも含め、全体で有害物質使用特定施設と捉えるため、有害物質貯蔵指定施設には該当せず、届出は不要である。 なお、有害物質使用特定施設としての届出の中に、設備として、タンク等及び配管を記載する。</p>
10	<p>定義(施設の該当性) 軽油を蒸留し、ベンゼンを精製する事業場における軽油タンクは有害物質貯蔵指定施設に該当するか。</p>	<p>マニュアルP.14の考え方のとおり、ベンゼンの精製が目的のため、有害物質貯蔵指定施設に該当する。</p>
11	<p>定義(施設の該当性) 液化アンモニア(NH₃)の貯蔵施設は届出対象となるか。</p>	<p>地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(以下「マニュアル」)P.13のとおり、温度や圧力を変化させて液状の有害物質を貯蔵する施設において、漏えいした時点で、常温常圧となり、気化するような有害物質は、地下に浸透するおそれがあるとは考えられず、こうした貯蔵施設は対象とはならない。 (アンモニアの沸点は-33℃で、常温・常圧で気化する。)</p>
12	<p>定義(施設の該当性) アンモニアのガスボンベ貯蔵室に非常用の設備を導入する。ガスボンベからアンモニアが漏れ出たとき、天井から散水し、アンモニアを吸収させる。ボンベ室の床面に埋設ピットを設置し、アンモニアを吸収させた水は、その埋設ピットに流入させる。埋設ピットからは、排水ポンプを用いて排水する。この埋設ピットは、地下貯蔵施設に該当するか。</p>	<p>緊急・非常用の貯蔵は、対象外。</p>
13	<p>届出 届出の様式はどこにあるか。</p>	<p>県のHPなど各自治体のホームページに掲載予定。</p>
14	<p>届出 瀬戸法対象の有害物質使用特定施設に、有害物質貯蔵指定施設のタンクが接続されている場合、付帯する配管等は、 ①有害物質貯蔵指定施設と一体として水濁法で届出すべきか。 ②有害物質使用特定施設と一体として瀬戸法で届出すべきか。</p>	<p>原則として、①、②のうち、先に届出(又は申請)する施設の方に記載することとなる。ただし、水濁法改正の目的が地下浸透の未然防止であること、また、瀬戸法の許可は、汚水の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障のおそれ等の審査であることを考えると、水濁法で取り扱うことが望ましいと考えられる。 なお、有害物質使用特定施設の付帯設備と捉える事が合理的である場合は、瀬戸法で取り扱う。</p>

15	届出	同一の用途・工程の有害物質貯蔵指定施設において、一式として届出が可能な具体的な範囲は(一式として届出可能な有害物質貯蔵指定施設の範囲は)。	例として、同一建屋内、同一の防液堤内に設置されている施設を一式とする、などが考えられる。
16	届出	①有害物質貯蔵タンクが3基並んでいる場合は、タンクごとに届出するのか。 ②同じ有害物質の貯蔵タンクが敷地内の両端に2基ある場合はどうか。	①同じ物質の貯蔵タンクが3基並んでいる場合は、一体と捉えて3基一式で届出してよい。 なお、上記は原則で、同じタンクが並んでいても、別の施設とすることが合理的であれば、個別に届出可。 ②同一物質のタンクでも、離れて設置しており、一体として管理できない場所であったり、別々として管理することが合理的である場合は、別の施設として届出する。 なお、貯蔵する有害物質が異なる場合は、原則、別の施設として届出する。 ただし、同一建屋内、同一の防液堤内など同一の管理区域内に設置されている等、一体として地下浸透の防止を図る管理を行うことが合理的である場合は、貯蔵する有害物質が異なる場合であっても一式として届出可。
17	届出	有害物質使用特定施設や、有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管等であるフランジ、バルブ、配管類やトレンチ、排水溝などの設備について、施設の届出の際に、設備の構造図などの主要寸法がわかる図面の添付は必要か？	基本的には、施設本体や各設備の平面図や構造図が必要です。 具体的には、 ①施設本体の構造図 ②施設本体や、付帯する配管等の設備の位置を示す配置図 ③設備の材質・構造を示す平面図 が考えられます。 以上のように ・施設本体や、主たる設備についての図面が必要と考えられます。 ・届出頂いた際に、その施設について、構造等に関する基準に適合するか否か、判断するための資料として利用しますので、ご注意ください。
18	届出	用水及び排水の系統は、工場の図面に記入しなければならないか。非常に煩雑なので、記載が難しい。	できる限り、工場の図面に正確に記載するのが理想であるが、煩雑すぎて記載できない場合は、フロー図のような記載方法でも可。ただし、届出(申請)に関係する配管、排水溝、施設などを漏れが無いように記載すること。なお、図面はA4またはA3で提出してください。
19	構造・点検	有害物質を含む水が通る配管は、どんなに微量でも点検の対象となるか。	有害物質を含む水が流れる、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管は対象となる。
20	構造・点検	意図せず副生された有害物質を含む水が流れる配管も点検の対象となるか。	前後に有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設があり、これら施設に付帯する配管として施設と一体と捉えられるなら、点検の対象となる。 よって、意図的・非意図的であるかは関係ない。
21	構造・点検	工場内の配管は全て構造等に関する基準の対象となるのか。	有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設の設備である、付帯する配管等が構造等に関する基準の対象となる。 なお、生産工程と一体のものは除く(工程の中に一体として組み込まれ、一時的に有害物質が通過したり貯留されたりするバッファータンク等)。
22	構造・点検	有害物質使用特定施設からの汚水等の濃度が検出下限未満である場合、構造等に関する基準の適用範囲はどこまでになるのか。	床面及び周囲:構造等に関する基準が適用される。 付帯する配管、排水溝等の設備:構造等に関する基準は適用されない。 なお、有害物質を含む水が流れる部分は構造等に関する基準が適用される。

23	構造・点検	有害物質貯蔵指定施設や有害物質使用特定施設の本体について、構造等に関する基準はあるのか。	地上に設置されておれば、構造等に関する基準はない。施設本体には定期点検の方法のみ定められている。 ただし、地下貯蔵施設であれば、構造等に関する基準も適用される。
24	構造・点検	有害物質貯蔵指定施設について、構造等に関する基準の遵守及び定期点検の義務が適用されるが、有害物質使用特定施設についてもこれらが適用されるのか。	有害物質使用特定施設については、有害物質貯蔵施設と同じように、構造等に関する基準の遵守及び定期点検の義務が適用される。
25	構造・点検	A基準・B基準・C基準はどのように適用されるのか。	A基準：新設の施設の基準であり、H24.6.1の施行から、即、適用される。 B基準：既設の施設の基準であり、施行後3年以降に適用される。 C基準：既設の施設の基準であり、施行後3年間の適用可能。 なお、既設の施設であってもA基準又はB基準が適用可能な構造等であれば、これらの適用可
26	構造・点検	床面及び周囲がコンクリート構造の場合、貯蔵している有害物質の種類によっては、さらに耐性及び不透性を有する材質による被覆が求められるが、具体的にどのようにすればよいのか。	合成樹脂の耐性については有害物質の種類や濃度等によって異なるが、使用する有害物質の特性に応じて適切な被覆材を選定する必要がある。いずれの合成樹脂であっても有害物質の滞留時間が長くなると徐々に損傷する可能性があるため、想定される接触時間に応じて、単層の被覆より浸透防止性が高いフレック充填や複層などの被覆方法について検討する必要がある。
27	構造・点検	有害物質を含む水の漏えい防止は、どのくらいの量以上だとダメか。 環境省の説明会の時に聞くと、どんなに少量でも漏えいはダメであると回答された。しかし、定期点検の方法が目視であれば、非常に細い亀裂からの数ミリリットルの漏えいは分からない。また、まずは水位が極端に下がれば目視で確認できるが、数ミリの变化くらいでは分からない。こういった目視での確認に限界がある施設については、検知機等の設置まで必要になるのか。そうすると、既設の設備だけでも、莫大な投資が必要になり、無理がある。	有害物質の地下浸透という観点からは、どんなに少量でも漏えいしてはならない。 確認が難しい設備については、その設備の一番破損しやすい継ぎ目等の部分を中心に、目視の頻度を増やすなどして対応する。まずについては、液の出入りを一時止め、しばらくそのままにして水位が下がらないか確認する方法で対応する。 これらが困難な場合は、検知のための設備の導入を図りたい。
28	構造・点検	工場が広く、配管が複雑であるため、点検するだけで非常に負担であるが、どのようにすればよいのか。	事業場をいくつかのブロックに分け、月ごとに点検するブロックを決めるなどして、1年で全体を回れるようにする。その中でC基準の部分については、毎月点検するなど、年間スケジュールに組み込むなどして工夫して対応すること。 なお、方法については、法第8条の7第2号で新たに規定された「管理要領」中に記載してください。